

四日市市告示第 2 5 2 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制施行規則の規定による市長が指定する区域の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 5 月 1 日

四日市市長 田 中 俊 行

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制施行規則の規定による市長が指定する区域の一部を改正する告示

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制施行規則の規定による市長が指定する区域（平成 1 2 年告示第 3 7 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号及び振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に該当する区域	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号及び振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に該当する区域
騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、指定された地域のうち次に掲げる区域 1 （略） 2 第 4 種区域のうち、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定す	騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、指定された地域のうち次に掲げる区域 1 （略） 2 第 4 種区域のうち、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定す

る図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域

る図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

（環境部 環境保全課）